

第 7 回意匠審査基準ワーキンググループで提示した改訂意匠審査基準案からの変更点

項番	項目	ページ番号	変更の内容
1	74. 2. 1(2) 「意匠に係る物品」 の欄の記載	P8	複数の付加機能の中から特定の機能を選択して実行させるための機能の画像は登録の対象となることを明確にすべきではないかとのご意見に対応し、そのような画像について明記。
2	74. 2. 1(4) 「意匠に係る物品の 説明」の欄の記載	P9	意匠法第 2 条第 2 項に規定する「当該物品と一体として用いられる物品」についての的確な審査判断を行うため、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像について出願する場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に、一体として用いられる物品が表示機器である旨の記載を要する、との記載を追加。 (項番 3 参照)
3	74. 4. 1. 1. 1. 2. 2 当該物品と一体として用いられる物品	P16	意匠法第 2 条第 2 項に規定する「当該物品と一体として用いられる物品」について明確化するための説明を追加。 また、「当該物品と一体として用いられる物品」についての的確な審査判断を行うため、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像について出願する場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を要する、との記載を追加。
4	74. 4. 1. 1. 1. 3. 2 付加機能を有する電子計算機の意匠を構成するものについて	P19	「意匠に係る物品」を「〇〇機能付き電子計算機」とすることができる物品の範囲が分かりにくいのご意見に対応し、「付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例」、及び「付加機能を有する電子計算機の意匠を構成しないと判断する事例」を追加。
5	74. 4. 2. 2. 1. 1 意匠に係る物品に関する類否判断	P28	意匠に係る物品に関する類否判断について、具体的な判断基準が分かりにくいのご意見に対応し、本文の説明をより分かりやすい記載に修正するとともに、類否判断の事例を追加。
6	74. 7. 1 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載として不適切なものの例	P36	審査における条文の適用に則したものとするため、記載位置を意匠法第 7 条の適用に関する項目である「74. 7. 1 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例」に移動。

※ 改訂意匠審査基準案（資料 1 - 2）中、第 7 回 WG 提示資料からの変更点は、二重下線（追記箇所）及び二重取消し線（削除箇所）で示している。